

## [歯科] 6歳未満の乳幼児の外来診療で加算（55点） 臨時的な取扱い、12月15日～2月末まで算定可

6歳未満の乳幼児に対する外来診療で、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を実施した場合、乳幼児感染予防策加算（55点）を算定できることになりました。委細は次のとおりです。

### 【算定要件】

6歳未満の乳幼児に対する外来診療等において、「特に必要な感染予防策」を講じた上で診療を行い、初診料又は再診料を算定する場合に、乳幼児感染予防策加算（55点）を算定できる。

なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る。

※1：新型コロナウイルス感染症の疑いの有無にかかわらず、要件を満たせば算定可（病院歯科も）。

※2：電話や情報通信機器を用いた診療では、算定不可。

### 【上記でいう「特に必要な感染予防策」とは？】

「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版（小児COVID-19合同学会ワーキンググループ）」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。 [https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/COVID-19\\_sisin20201130.pdf](https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/COVID-19_sisin20201130.pdf)

#### 〈院内感染防止等に留意した対応の例〉

- ・ COVID-19に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、1人の患者ごとに手指消毒を実施する。
- ・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握する。
- ・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行う。

【算定できる期間】 2020（令和2）年12月15日から2021年（令和3）年2月28日

※2021（令和3）年3月診療分以降の取扱いは令和3年度予算編成で検討するとされ、延長される見込み。

### 【加算点数の名称と点数、レセプトコード】

区分	名称	点数	コード
A999-00	乳幼児感染予防策加算（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い）	55点	301077770

（出典） ・厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」（令和2年12月15日）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00088.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html)

・厚労省保険局運用ホームページ「診療報酬情報提供サービス」（令和2年12月16日現在）  
<http://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/>

（参考） 小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版（小児COVID-19合同学会ワーキンググループ）  
[https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/COVID-19\\_sisin20201130.pdf](https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/COVID-19_sisin20201130.pdf)

〈ご注意〉上記の情報は現時点（12月21日）で明らかなものです。全国保険医新聞、厚労省や保団連のホームページ等、会員各位におかれましても最新情報の確認に努めていただきますようお願いいたします。

（発信者） ■奈良県保険医協会 Tel.0742-33-2553 Fax.0742-34-9644 nara-hok@doc-net.or.jp

お問い合わせ受付＝平日8:50～17:15（土日祝は休） ※年末年始12月29日（火）～1月5日（火）は休業